

## 入 札 説 明 書

令和5年札幌市告示第1405号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 告示日 令和5年3月24日
- 2 契約担当部局 〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目  
札幌市消防局総務部施設管理課施設係 電話(011)215-2030  
[shisetsu.shobo@city.sapporo.jp](mailto:shisetsu.shobo@city.sapporo.jp)
- 3 入札に付する事項
  - (1) 借入件名及び数量 札幌市消防局消防情報管理システム機器賃貸借
  - (2) 借入件名の数量及び特質等 仕様書による。なお、製品名、型式等を記載しているが、当該製品を指定するものではない。このため、記載物品以外で参加する場合は、入札書の受領期限日の前日から起算して5営業日前までに、同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を提出すること。
  - (3) 納入期限及び借入期間
    - ア 納入期限 令和5年9月30日
    - イ 借入期間 令和5年12月1日から令和10年11月30日までただし、本調達に地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
  - (4) 納入・検査・借入場所 仕様書による
  - (5) 入札方法 賃貸借に要する一切の経費を含んだ月額（1月あたりの賃貸借料金）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。  
なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記5(2)の入札書の受領期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。
    - ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）  
電話 011-211-2152
    - イ 申請に必要な書類の入手方法  
上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。  
[http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9\\_wto.html](http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html)
  - (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
  - (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
  - (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成

員単独での入札参加を希望していないこと。

#### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 上記2に同じ。  
また、契約条項は札幌市消防局ホームページにおいてもダウンロードすることができる。 <http://www.city.sapporo.jp/shobo/shokai/keiyaku.html>
- (2) 入札書の受領期限 令和5年5月11日(木)15時00分(送付の場合は必着のこと。)
- (3) 入札書の提出方法
  - ア 入札書は本市様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和5年5月12日10時00分開札『札幌市消防局消防情報管理システム機器賃貸借』の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。
  - イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和5年5月12日10時00分開札『札幌市消防局消防情報管理システム機器賃貸借』の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに到着するように送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
  - ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 本件の仕様等に対する質問
  - ア 質問の提出方法 書面による持参、送付又は伝送、ファクシミリにより提出すること。
  - イ 質問の提出先及び提出期限 上記2の契約担当部局へ、上記1の告示日から令和5年4月26日(水)15時00分までに提出すること(持参による場合は各日9時00分から15時00分まで。)
  - ウ 質問に対する回答 質問に対しては、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、令和5年5月2日(火)17時00分までに札幌市消防局ホームページ(5(1)に掲げるURL)に掲載する。
- (5) 入札の延期等  
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
  - ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
  - イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受領した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。
- (6) 入札の無効
  - ア 入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
  - イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
  - ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (7) 代理人による入札
  - ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時までに委任状を提出しなければならない。
  - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和5年5月12日(金)10時00分

札幌市消防局3階 入札室(札幌市中央区南4条西10丁目)

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(5) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(8) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(9) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(10) 契約条項 別紙のとおり

以上